

裁決書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が、平成28年9月23日及び同年11月4日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護に関する処分に係る2件の審査請求（以下、それぞれ「本件審査請求1」及び「本件審査請求2」といい、これらを併せて「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

- 1 処分庁が、平成28年6月24日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。
- 2 処分庁が、平成28年9月16日付けで回答した通知に係る審査請求については却下する。

事案の概要

- 1 平成16年2月4日付で、処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号 厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）により、平成27年7月1日から住宅扶助（家賃・間代等）の限度額が改定された。
処分庁管内における2人世帯の住宅扶助費は、改定前の限度額（以下「旧基準額」という。）は49,000円であり、改定後の限度額（以下「新基準額」という。）は47,000円となった。
- 3 処分庁は、平成28年6月までの間は住宅扶助費を旧基準額である49,000円とし、同月24日付で、請求人に対し、同年7月1日からの住宅扶助費を、新基準額である47,000円に変更する決定（以下「本件決定」という。）を行い、通知した。
- 4 請求人は、平成28年8月24日付で、処分庁に対し、旧基準額を適用し、住宅扶助費を47,000円から49,000円にするように求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 5 処分庁は、平成28年9月16日付で、本件申請に対し本件決定のとおりである旨回答する通知書（以下「本件回答」という。）を通知した。
- 6 平成28年9月23日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。
- 7 平成28年11月4日、請求人は、大阪府知事に対し、本件回答の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張

(1) 本件審査請求の理由の趣旨は、次のとおりである。

ア 本件審査請求1について

(ア) 審査請求の趣旨

処分庁が請求人に対して行った本件決定を取り消すとの裁決を求める。

(イ) 審査請求の理由

a 事実の経緯

(a) 請求人は、平成15年に生活保護が開始され、平成28年6月30日まで住宅扶助費として月49,000円の支給を受けていた。

(b) 局長通知により、住宅扶助の限度額が引下げられたことを受け、請求人は、処分庁の担当者から、平成27年6月、住宅扶助費を2,000円引き下げる旨伝えられた。その際、請求人は、担当者に対し、特別基準の適用ができないのか質問したが、担当者からの回答はなかった。

(c) その後、請求人は、処分庁の担当者から、「引っ越しをするか金額を下げるかどちらかだ」と言わされた。その際にも、特別基準の適用についての説明はなく、また旧基準の適用がある場合についての説明もなかった。

(d) 平成28年7月1日、請求人は、自宅に届いた平成28年6月24日付本件決定通知書を受け取った。

(e) その後、処分庁の担当者が請求人宅を訪れ、特別基準について、車いすか寝たきりの人しかこれに該当しない旨の説明を行った。この際にも、処分庁の担当者から旧基準の適用がある場合についての説明はなかった。

b 違法性ないし不当性

(a) 旧基準を適用すべきであること

本件では、転居によって請求人の同居の娘であるA氏（以下「A」という。）の通院に支障をきたすおそれがあるため、旧基準額を適用すべきである。

局長通知の（2）のアただし書き（ア）に該当すること
局長通知の（2）のアただし書き（ア）「通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合」に該当する場合、経過措置として、引き続き旧基準額を適用することができる（局長通知3の（1））。

「住宅扶助額の改定に伴う問い合わせと回答について（その2）」（平成27年8月26日付け社援第2078号大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課長通知。以下「府課長8月通知」という。）は、上記（ア）に該当する具体例として、被保護者が通院等をしている機関と良好な関係を維持している場合（拒否や無届けでのキャンセルなく、決められた日に通院等をしている場合）であって、転居により通院等が現状より負担となる場合を挙げている。

Aは、統合失調症の持病を持ち、精神障害2級の判定を受けている。そして、性同一性障害について、一週間に1回の頻度でBクリニックに通院し、同クリニックでホルモン療法による治療（ホルモン注射）を受けている。

同クリニックでの週1回の治療は、Aにとって必要不可欠なものである。すなわち、週1回のホルモン治療ができなくなると、ホルモンバランスが崩れ、心身共に悪影響が出る。さらに通院できない不安から精神状態の悪化が予想される。この点について、Aの主治医であるC病院のD医師も、「性同一性障害があり、ホルモン療法が必要なため、現在Bクリニックに一週間に一度の通院治療が必要な状態です。転居により通院が出来なくなった場合、ホルモンバランスが崩れることで心身ともに悪影響が出るとともに、通院できない不安からも精神状態の悪化が予想されます」と述べ、通院治療の必要性及び転居によって通院に支障が生じれば病状に悪影響が出ることを指摘している（意見書）。

以上の通り、同クリニックでの週1回の治療はAにとって必要不可欠なものであるところ、仮に現在の住居を転居することになると、Aの同クリニックへの通院の負担は、現状よりも大きくなる。すなわち、同クリニックは、現在の住居から電車で1駅の距離にあるところ、現在の住宅扶助費で賃貸ができる物件で、同クリニックからの通院時間が現在の住居よりも短い物件はないため、仮に転居を行えば、Aにとって同クリニックへの通院の負担が現状よりも大きくなる。

したがって、本件は、局長通知1の（2）のアただし書き（ア）「通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合」に該当すると認められ、旧基準額が適用される

べきである。

・ 局長通知の（2）のアただし書き（ウ）に該当すること

局長通知の（2）のアただし書き（ウ）「高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合」に該当する場合、経過措置として、引き続き旧基準額を適用することができる（局長通知3の（1））。

府課長8月通知は、上記（ウ）に該当する具体例として、精神疾患等により、転居による環境の変化が病状を悪化させるおそれがある場合を挙げている。

本件では、上記の通り、転居によって、Aの同クリニックへの通院の負担が現状よりも大きくなり、Aの上記精神疾患が悪化するおそれがある。

また、Aは、現在の住居に平成11年2月から約17年間居住しており、現在の住居での生活に慣れた状態である。したがって、仮に現在の住み慣れた住居から転居すれば、Aの生活環境が大きく変化することになり、Aの上記精神疾患への悪影響が十分に予想される。

よって、転居による環境の変化が病状等を悪化させるおそれがある場合に該当すると認められ、旧基準額が適用されるべきである。

・ 小括

以上の通り、本件では、局長通知の（2）のアただし書き（ア）及び（ウ）該当性が認められるので、旧基準額が適用されるべきである。

(b) 本件決定に当たって処分庁が経過措置（旧基準の適用）の適用の可否に関する調査検討を意っていたこと

本件決定は、法第25条第2項に基づく職権による保護変更決定であるが、同条項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。すなわち、保護の実施機関が職権によって保護変更決定を行うにあたっては、被保護者の生活状態を十分に調査し、真に保護の変更が必要であるかどうかを調査すべき義務がある。特に、法第9条が定めている必要即応の原則からすれば、保護費の減額を行う場合には、そのことによって、当該「世帯の実際の必要」が満たされないことにならないかどうかを慎重に調査判定すべき義務が認められる。

そして、本件において、Aが前述の持病や障害をもち、クリニックに通院していることを処分庁は十分に把握していたのであるから、転居によって病状が悪化するのではないかとの疑いを持ち、経過措置（旧基準の適用）の余地がないかを調査検討すべきであった。

ところが、処分庁は、請求人の世帯が上記経過措置が想定する事例に該当し、引き続き旧基準を適用できるか否かについての調査検討を全く行っていなかった。すなわち、処分庁は、本件決定を行うに当たって、局長通知の上記（ア）及び（ウ）の該当性について全く検討すらしなかった。

この点は、請求人と請求人代理人（以下「代理人」という。）らが、平成28年8月24日、本件申請のために処分庁を訪れた際、処分庁の担当課長及び担当職員が明確に認めている。なお、その時のやり取りからすると、処分庁においては、旧基準の適用に関する経過措置を適用した事例は皆無である模様である。

そして、仮にかかる調査検討を行えば、旧基準を適用すべきであることが容易に明らかになったことからすれば、処分庁が行った本件決定には、法第25条第2項が求める調査義務違反の違法があることが明らかである。

(c) 本件決定の違法性・不当性

上記の通り、本件では旧基準を適用すべきであったにもかかわらず、本件決定は、旧基準を適用せずに住宅扶助費を引下げたものであり、また旧基準を適用すべきかどうかを全く検討すらせずに行われたものであるので、違法であることは明らかである。

したがって、請求人は本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

イ 本件審査請求2について

(ア) 審査請求の趣旨

処分庁が請求人に対して行った本件申請に対する却下決定処分を取り消すとの裁決を求める

(イ) 審査請求の理由

a 事実の経緯

(a) 前記アの(イ)のaと同趣旨

- (b) 請求人は、代理人を代理人として、処分庁に対し、平成28年8月24日に、旧基準を適用し、住宅扶助費を47,000円から49,000円にするよう求め本件申請を行った。この際、処分庁の担当課長及び担当職員は、請求人の世帯が上記経過措置が想定する事例に該当し、引き続き旧基準を適用できるか否かについて、具体的には局長通知のただし書き（ア）及び（ウ）の該当性について、全く検討していなかったと述べた。
- (c) 処分庁は、平成28年9月6日に、代理人に対し、本件決定を維持し、生活保護費を変更しない旨連絡した。これに対し、同月8日に代理人が、処分庁の担当職員に対し、本件却下決定処分の理由、特にbの（a）で述べる局長通知の（2）アただし書き（ア）及び（ウ）に該当しないと判断した理由について説明を求めたが、処分庁の担当職員からのこの理由についての説明はなかった。また、代理人が処分内容及び理由の書面による通知を求めたが、処分庁の担当職員は、そもそも保護変更申請に対する決定の必要性や書面の交付の必要性を認識しておらず、代理人に指摘されるまで保護変更申請がいかなるものかやその根拠となる条文についてさえも認識していなかった。代理人が根拠条文を示し、改めて処分内容及び理由の書面による通知を求めるに、処分庁の担当職員は、検討する旨述べた。
- (d) その後、処分庁から、請求人に對し、平成28年9月16日に、本件回答書が送付され、同書面は、同月17日に請求人の自宅に届いた。同書面は、本件申請に対する回答として、住宅扶助費に関し、同年7月1日付で変更した本件決定通知書のとおり、4万7千円とする旨の記載と、同日付け本件決定についての不服申立の教示のみが記載され、本件申請に対する「却下」や「決定」といった文言は一切なかった。
- (e) その後、平成28年10月11日に、再度請求人代理人が処分庁の担当職員に対し、本件却下決定処分の理由についての説明を求めたが、同担当職員からのこの理由についての説明はなかった。

b 違法性ないし不當性

(a) はじめに

本件回答書は、保護変更申請に対する「却下」や「決定」との記載が一切なく、不服申立の教示もなぜかすでに教示を行っている平成28年7月1日付け決定に対する不服申立の教示があるという、単に瑕疵があるだけでなく、そも

そもそも保護変更申請に対する決定の体すらなしていない書面である。もっとも、上記書面は、一応は、上記住宅扶助費の増額を求める本件申請に対し、住宅扶助費の変更を行わないとの回答であり、その内容を善解すると、本件申請を却下し、住宅扶助費の変更を行わないとする却下決定と解することも可能である。

そこで、ひとまずこの回答を本件申請に対する却下決定と解し（以下、この回答を「本件却下決定処分」という。）、これに対する審査請求を行う。

また、仮に、本件回答書が本件申請に対する却下決定処分と解することができない場合、上記本件申請の30日後である平成28年9月23日を経過しても、同申請に対する書面による通知がなく、この申請に対する却下決定がなされたとみなされるため（法第24条第7項）、予備的にこのみなし却下決定（以下「本件みなし却下決定処分」という。）に対する審査請求を行う。

（b） 本件却下決定処分の違法性・不当性

① 旧基準を適用すべきであること

前記アの（イ）のbの（a）と同趣旨

② 本件却下決定処分の手続きに重大な瑕疵があること

・ 本件却下決定処分に求められる手続き

保護変更申請に対する却下決定処分を行うに当たっては、申請から14日以内の書面による通知及び当該書面の通知における理由の通知が必要となる（法第24条第9項、第4項、第5項）。また、不利益処分であるので、行政手続法第14条によっても、名宛人である申請者に対する当該処分の理由の提示が求められる。

一般に法律が行政処分に理由を付記するものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるところ（昭和60年1月22日最高裁第三小法廷判決民集39巻1号1頁）、法第24条第5項が書面による理由の通知を求めたのは、生活保護の開始及び申請に対する却下処分が、憲法第25条及び同条を具体化した法によって保障される生存権に直接関わるものであり、申請者の生存と直結するものであるから、申請に対する保護の実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、法第24条第5項にいう付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が却下されたかを、申請者におい

てその記載自体から了知しうるものでなければならない。

・ 本件却下決定処分の重大な瑕疵

本件では、上記の通り、処分庁は、そもそも保護変更申請に対する決定の必要性や書面の交付の必要性を認識しておらず、代理人に指摘されるまで保護変更申請がいかなるものかやその根拠となる条文についてさえも認識していないかった。そして、処分庁から請求人に対し、本件申請を行った日（平成28年8月24日）から14日以内に書面による通知はなく、代理人が処分庁に対し書面による通知を求めてはじめて、申請の14日後である同年9月7日を大きく経過した同月16日になってようやく処分庁から請求人に対する書面による通知がなされた。さらに、その書面も上記の通り、本件申請に対して「却下」とも「決定」とも記載されておらず、住宅扶助費について本件決定の通りにする旨及び本件決定についての不服申立の教示だけが記載されているものであった。

そして、請求人に交付された本件回答書面においても、本件申請を却下した理由が全く記載されていなかった。さらには、その後の代理人の問い合わせに対しても、本件申請を却下した理由の説明が全くなかった。

以上の通り、本件却下決定処分は、そもそもほとんど保護変更申請に対する決定の体をなしていないものであった。また、書面による理由の通知が全くなされておらず、理由の説明自体が全くなされていないため、請求人としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が却下されたかが全く分からぬ。

よって、本件却下決定処分の手続きは、求められる手続きを著しく欠くものであり、明らかに法第24条第4項及び第5項に違反し、上記の法第24条第4項の趣旨に照らして理由付記が重要な手続きであることも踏まえると、その瑕疵は重大である。

③小括

上記の通り、本件では旧基準を適用すべきであったにもかかわらず、本件却下決定処分は、旧基準を適用せずに住宅扶助費の変更を認めなかつたものであり、またそもそも決定の体をほとんどなしておらず、重要な手続きである理由付記が全くなされないなどその手続きにおいて重大な瑕疵があるものであるので、違法であることは明らかである。

(c) 本件みなし却下決定処分の違法性・不当性

本件で旧基準を適用すべきであったことは上記の通りであり、これを適用せず保護費を変更しなかつた本件みなし却下決定処分が違法であることは上

記の通りである。

(d) 結果

よって、請求人は本件申請に対する本件却下決定処分（ないし本件みなし却下決定処分）を取り消す、との裁決を求めるものである。

(2) 反論書について

ア 審理員が平成29年1月11日に受理した本件審査請求1にかかる請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

(ア) 後記2 処分庁の主張の(1)の(イ)事実の経緯について

a 平成27年7月6日の来所について

ケースワーカーが訪問した際、Aより特別基準適用の要望があったこと、ケースワーカーより特別基準に関しては内容を確認した後に返答すると述べたことは認める。

家賃交渉ができないとの申し出を行ったことは認めるが、貸主等に内緒で犬を飼っていると述べた点は否認する。

請求人としては、後述の通り、ペット禁止を默示的に許容されている点や他の部屋よりも家賃が低い点などから、これ以上の減額を申し出るのは忍びないと考えたこと、及び交渉をする過程で減額の必要性を説明することを通じて生活保護を受給していることが貸主等に知られるのを恐れたことから、家賃減額の交渉ができないと述べたのである。

第4段落の主張は否認する。ケースワーカーより、速やかに転居を検討すべきとの助言、家賃の変更が可能かどうかの確認の指示は一切なかった。

b 平成28年1月13日のケースワーカーの訪問について

第1段落は認めるが、第2ないし5段落はいずれも否認する。

ケースワーカーから請求人に対し、ペット飼育が賃貸契約に違反しており、貸主等から退去命令を下されてもおかしくない状況であることや契約解消違反を解消することが先決であるというような話や、転居の検討の指示、家賃の確認の指示などは一切なかった。

また、住宅扶助費の減額についても、ケースワーカーから請求人に対し、将来減額するとの話はあったが、時期についての説明はなく、同年7月以降に引下げるという話はなかった。

c 平成28年6月13日の訪問について

第1段落、第2段落のいずれも否認する。同日のケースワーカーの訪問は、請求人の収入認定の資料である請求人の年金通知書の原本を取りに来るためのものであり、請求人からケースワーカーに同原本を手渡すとケースワーカーはすぐに帰り、ケースワーカーから家賃等についての話は一切なかった。

d 平成28年7月4日の連絡について

E市議から連絡を行ったことは認めるが、「請求人等は何か勘違いをしているかも知れない」と述べた点は否認する。ケースワーカーからこれまでの経緯についての説明があったことから、その点について、E市議から請求人らに確認する旨伝えたにすぎない。

e 平成28年7月5日の訪問について

請求人らが「急に減額されて驚いた」、「7月に2千円減額されるとは聞いていない」旨発言したこと、ケースワーカーから請求人らに経過措置の終了や特別基準についての説明があったこと、請求人らが家賃の引下げ交渉ができない旨述べたことは認めるが、第4段落については強く否認する。

この時点でようやく、特別基準についての説明がケースワーカーよりなされたが、その内容も、車いすか寝たきりの人しか該当しないという内容の説明であり、旧基準の適用についての説明は一切なかった。

また、請求人らが家賃の引下げ交渉ができないと述べたのは、請求人らとしては、ペット禁止を默示的に許容されている点や他の部屋よりも家賃が低い点などから、これ以上の減額を申し出るのは忍びないと考えたこと、及び、交渉の過程で生活保護を利用していることが貸主等に分かるのを恐れたことによる。

f 平成28年8月24日の来所について

おおむね認める。この際、代理人からケースワーカー及び担当課長に対し、経過措置の適用を検討したのか尋ねると、審査請求書記載の請求人等の状況が分からなかったため、本件ただし書き該当性について検討を行っていなかった旨認め、同該当性及び経過措置の適用について検討する旨述べた。また、請求人が家賃の確認を怠っていることから経過措置の適用を検討していない旨の説明は一切なかった。

g 平成28年9月5日の電話について

ケースワーカーより請求人に対し、直接貸主等に家賃の確認をしてもよいかの確認があったことは認める。請求人は、ケースワーカーより突然強い口調で

言わされたため、パニックになり、貸主等に生活保護を受給していることは告げておらず、貸主等に生活保護を受給していることを知られたくなかったが、思わずケースワーカーからの貸主等に対する確認について了承してしまった。

その後、請求人は、ケースワーカーから貸主等に連絡がいくことによって、生活保護を受給していることが貸主等に発覚することを恐れ、E市議に相談し、E市議を通じて、処分庁に貸主等に連絡を取つてもらいたくない旨云えた。

h 平成28年9月8日の代理人とケースワーカーとの電話について

平成28年9月6日に、ケースワーカーより生活扶助費の変更を行わない旨の連絡があったため、代理人が8日にケースワーカーに変更を行わない理由についての問い合わせを行ったところ、ケースワーカーより、ただし書き（ア）及び（ウ）該当性に疑問があるためとの回答があり、家賃の確認を怠っていることから経過措置の適用を検討していない旨の説明は一切なかった。

(イ) 後記2 処分庁の主張の(1)のアの(エ)の「弁明の理由」について

a 家賃の確認を怠っているとの主張について

(a) 貸主等に対する家賃減額可能性の確認が経過措置の適用の検討の前提要件でないこと

・はじめに

処分庁は、「住宅扶助の認定にかかる留意事項について」（平成27年5月13日付け社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1、2を根拠として、経過措置の適用の検討の前提要件として、貸主等に対する家賃減額可能性の確認が必要であり、この確認がない場合には、経過措置の適用の検討が不要であると主張していると思われる。

しかし、以下に述べるとおり、貸主等に対する家賃減額可能性の確認が行われない限り、経過措置の適用の検討をする必要はないとの解釈は誤りである。

・局長通知の記載及び課長通知の柱書の記載から読み取れる上記1、2の規定の趣旨

局長通知の「3 経過措置」においては、住宅扶助の限度額の改定により「住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること」と規定されており、住宅扶助費が減額する場合には経過

措置を検討するよう定められており、その検討の要件として貸主等への確認等の要件は何ら規定されていない。

そして、課長通知においても、「最低限度の生活の維持に支障が生じないよう、局長通知においても必要な経過措置等を規定しているところです」と述べられ、くれぐれも最低限度の生活の維持に支障が生じることがないように留意すべきである旨が定められている。そして、その上で「生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援の観点から、下記について御留意いただき」と述べられ、後記2 処分序の主張の（1）のアの（イ）の「弁明の理由」記載の1、2の規定がなされている。

以上の通り、局長通知において、経過措置の検討の要件として家賃の確認等の要件は何ら規定されておらず、課長通知においても、最低限度の生活の維持に支障が生じることがないように留意すべきである旨定めた上で、あくまでも生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の観点から、上記1、2の規定がなされている。

したがって、上記1、2の規定の趣旨としては、現に基準の改定によって家賃よりも住宅扶助費の方が低い状態が生じる場合には、そのような齟齬が生じることで最低限度の生活の維持に支障が生じることから、家賃の減額ができないかの検討や経過措置の適用の検討を行い、最低限度の生活の維持に支障が生じないようにすべきであるとの趣旨である。そして、現に家賃よりも住宅扶助費の方が低い状態が生じている状態において、単に貸主等に対する家賃減額可能性の確認をしていないことのみをもって、経過措置の適用の検討さえしないことは、最低限度の生活の維持に支障を生じさせ、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の観点にも反することは明らかである。

したがって、上記1、2の規定は、貸主等に対する家賃減額可能性の確認がなければ、経過措置の適用を検討する必要えないという趣旨まで含まないと解される。

よって、経過措置の適用に先だって、貸主等に対する家賃減額可能性の確認が不可欠であり、これが行われない限り、経過措置の適用の検討をする必要がないとの解釈は、局長通知や課長通知の趣旨にも反するものである。

・ 課長通知の1、2の文言からも貸主等に対する家賃の減額可能性の確認が不可欠とはされていないこと

課長通知の上記1の規定は、「近隣の家賃相場等から当該住宅等の家賃・間代等の引下げが可能か否かについて検討すること」と規定しており、直接に求めているのは、家賃の引下げが可能か否かの検討である。続けての記載は、「具体的には、貸主等が契約更新の際に当該住居等の家賃・間代等を住宅扶

助の限度額以下まで引下げるのか確認し」となっており、「貸主等に～確認する」とは記載されていない。つまり、確認の対象を貸主等に限定しているわけではなく、貸主等が家賃を引下げてくれるかどうか、生活保護受給者や近隣不動産業者等に確認することも許容されている。

続けての記載は、「福祉事務所においては、必要に応じて今般の住宅扶助の適正化を図った趣旨等を丁寧に説明し、貸主等の理解が得られるよう努めること」となっている。ここでは、福祉事務所が貸主等に直接説明をする場合が規定されているが、それはあくまでもその「必要」がある場合に限られている。さらに続く記載は、「その際には、生活保護受給世帯のプライバシーに配慮する必要があることから、生活保護受給者であることを貸主等に明らかにすることまでを求めるのではなく、一般的な賃貸借契約の範囲内で確認するものであることに留意すること」となっている。ここでは生活保護受給世帯のプライバシー保護の観点から、家賃減額交渉の過程で生活保護受給者であることが貸主等に明らかになることのないよう特別の配慮が求められている。そして、課長通知の上記2は、「1において、住宅扶助の限度額以下への家賃・間代等の引下げが困難であった場合は、経過措置等の適用について検討することとしている。すなわち、「近隣の家賃相場等から…家賃…の引下げが可能か否か検討」した結果、それが困難であると判断された場合には、経過措置の適用が検討されるべきこととされている。

以上のとおり、課長通知の文言上求められているのは、「家賃の引下げが可能か否かの検討」であり、直接貸主等に家賃減額交渉をすることが不可欠の前提条件とされているものではない。課長通知もまた、保護受給者からの聞き取り等によって家賃の減額が困難と判断されれば、経過措置の適用の可否を検討することを求めているのである。

・ 保護受給者の期待的利益の観点から求められる可及的配慮

そもそも住宅扶助費の決定は、憲法第25条及びそれを具体化した法により保障されている生存権に関わるものである以上、これを侵害しないように慎重な検討が必要となる。そして、本件住宅扶助の限度額の引下げは、現に従来の住宅扶助の基準額の支給を受け、これが支給されることを前提として現に生活設計を立てていた保護受給者の、保護基準（住宅扶助の基準額）によって具体化されていた期待的利益の喪失をもたらすものである以上、これに対する可及的配慮が必要となる。そして、この可及的配慮の一つとして、経過措置が規定されるに至ったのである。したがって、経過措置の運用に当たっては、当然、上記期待的利益に対して十分配慮することが必要となる。

そして、経過措置の適用に当たって、貸主等に対する家賃の減額可能性の

確認が必要であり、これが行われない限り、経過措置の適用の検討をする必要がないとの解釈は、請求人等の期待的利息に配慮することなくこれを侵害するものである。

F市における運用

F市における「住宅扶助額（家賃・間代等）検討票」のフローチャートでは、貸主等に対する減額交渉についてはもちろんのこと、家賃の減額可能性の検討も判断過程として必要とされていない。直接に局長通知1（2）アの（ア）（イ）（ウ）の経過措置の適用の可否が検討されるべきこととされている。

平成27年5月15日付F市[課長通知や「住宅扶助基準額改定にかかる質疑応答集」においても、貸主等に対する減額交渉については一切、言及されていない。実際、代理人の把握する限り、同市においては、上記（ア）（イ）（ウ）の経過措置の適用がかなり柔軟に行われており、請求人のような事例は、何の問題もなく経過措置（旧住宅扶助基準）が適用される典型例である。

「一般的な賃貸借契約」の在り方として、近隣相場より明らかに高額な家賃が設定されているような特別の事情がない限り、家賃減額に応じる貸主等はほとんど想定できない。また、傷病、障害、低学歴など様々なハンディを抱えていることの多い生活保護受給者が、住宅扶助基準が下がったことを理由に貸主等に減額交渉を挑むことは一般的に困難である。まして、生活保護受給を告げていない当事者が、貸主等と家賃減額交渉をすることは不可能である。

こうした事情を考慮すれば、上記のF市の取扱いは極めて合理的である。一方、処分庁の取扱いは、厳格に過ぎ一般的であるとは言えない。

小括

以上から、経過措置の適用を検討する前提として、貸主等に対する家賃減額可能性の確認が不可欠であり、貸主等に対する家賃減額可能性の確認が行われない限り、経過措置の適用の検討をする必要がないという解釈は明らかに誤りである。

したがって、貸主等に対する家賃減額可能性の確認をしていないことのみをもって、経過措置の適用を検討すらせずに行われた本件決定は、違法・不当である。

(b) 仮に経過措置の適用の検討の前提として家賃の減額可能性の確認が必要な場合があるとしても、それは客観的な減額の見込みが相当程度ある場合に限られるべきこと

前記（a）で述べた課長通知の記載、局長通知や課長通知の趣旨などからす

ると、貸主等に対する家賃の減額可能性の確認をしていないことをもって、経過措置の適用の検討を行っていないことが許されるのは、①客観的な家賃の減額の見込みが相当程度あり、②減額交渉が容易に可能であり、かつ③客観的に減額交渉が困難と認められる相当な理由がない場合に限られるべきである。

なぜなら、少なくとも、家賃が減額される見込みが客観的に相当程度ないにもかかわらず、貸主等に対する家賃減額可能性の確認がされていないことをもって、経過措置の適用の検討さえしないことは、明らかに最低限度の生活の維持に支障を生じさせ、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の観点に反するものであるからである。また、減額交渉が容易でない場合や、客観的に減額交渉が困難と認められる相当な理由がある場合にまで、生活保護受給者に減額交渉を強いて、経過措置の適用の検討さえしないことは、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の観点に反するものであるからである。

本件では、請求人は、現在の住居をすでに周りの家賃よりも1,000円低い49,000円の家賃で賃借していることから、さらに減額してもらえる見込みは客観的に低いといえる。

また、本件では、上記のように、そもそも他の債務よりも低額な家賃にしてもらっていることから、貸主等に対し、さらなる家賃の減額の交渉を行うことは容易ではないといえる。

さらに、本件では、請求人は貸主等に保護を受けていることを隠しているところ、減額交渉をするためには、通常、その理由、すなわち、住宅扶助基準の引下げについて説明することが必要になり、その際に生活保護を受けていることも説明しなければならなくなる。したがって、生活保護を受けていることを貸主等に隠している請求人が、生活保護を受けていることを隠しながら減額交渉を行うことは客観的に困難といえる。したがって、本件では、客観的に減額交渉が困難と認められる相当な理由もある。

よって、仮に、経過措置の適用の検討の前提として、家賃の減額可能性の確認が必要となるとの解釈が許されるとしても、本件において、貸主等に対する家賃減額可能性の確認をしていないことのみをもって、経過措置の適用を検討すらせずに行われた本件決定は、違法・不当である。

b 貸貸契約に違反したまま居住しているとの主張について

処分庁は、請求人が契約条項に違反してペットを飼育しており、ペット飼育が家主に発覚した場合には、家主から契約を解除されまたは倍額家賃を請求されてもおかしくない状況にあると主張する。

しかし、以下に述べるとおり、家主から契約を解除されまたは倍額家賃を請求される恐れはない。

確かに契約書にペット禁止の条項はあるが、ペットの飼育については、家主に黙認されている状態にあった。すなわち、家主は月に一度は請求人宅を訪れていたため、請求人が犬を飼っていたことは認識していたところ、請求人らが家主から注意等を受けたことはなかった。また、隣人も当然認識していたはずであるが、隣人から特に苦情等を受けたこともない。このようにそもそもは、小型犬の飼育を黙認していることから、家主の方から解約の申し出や家賃の倍額請求を行うことは想定し得ない。

また、請求人は、家賃を常に早めに支払っており、家賃を滞納したこともなく、他方で請求人が飼育しているのは、小型犬一匹に過ぎず、特に部屋を傷ませることもなかった。したがって、上記のように家主がペットの飼育を黙認していることも踏まえ、上記小型犬の飼育の一事をもって賃貸借契約の基礎にある信頼関係が破壊されるものとはいはず、家主に契約解除権が発生する余地もない。

したがって、家主から契約を解除されまたは倍額家賃を請求される可能性は客観的に存在しない（そもそも前記（ア）で述べたように、請求人は、処分庁より契約違反を解消するようにとの指示を受けたことはない。）。

仮に万が一、家主に契約を解除される可能性があったとしても、現に契約を解除されて立退きを求められているならともかく、そのような事態が生じていない場合に、単に可能性があるというだけで、経過措置適用の検討をしないことが正当化されることはない。

すなわち、現に契約解除されて立退きを求められているのであれば、転居費用を支給すべきということになり、その場合には、別の理由で転居が必要になるため、経過措置を適用して現在の居住の安定を図る必要はないという判断であれば一定程度合理性はあるといえる。しかし、そのような事態が実際に生じておらず、単に可能性があるというにすぎない段階では、転居が現実化していない以上、経過措置適用の可否の検討をしないのは不当である。なぜなら、転居が現実化しておらず、今後も現在の住居で居住できる可能性がある以上、経過措置を適用して現在の居住の安定を図る必要があるからである。

c 処分庁がa、bのような理由から判断したわけではないこと

処分庁は、前記（ア）で述べたように、本件決定に関し、請求人が、貸主等に対する家賃減額の可能性の確認を行わなかったことや契約違反を解消する姿勢を取らなければ経過措置としての旧基準の適用を検討しないということについて、請求人や代理人に対し、本件弁明書で主張するまで一切主張・説明しなかった。特に、平成28年8月24日に、請求人及び代理人が処分庁を訪れた際には、ケースワーカー及び担当課長が、経過措置の適用の検討について、本

件ただし書き該当性の検討をしていなかったが、本件申請を受けて詳細な事情が分かったので同該当性の検討をすると述べ、同年9月6日の代理人に対する保護変更を行わない理由の説明の際には、ケースワーカーがただし書き（ア）及び（ウ）に該当するかどうか疑問があるため保護の変更を行わないとの説明を行っていた。

仮に、貸主等に対する家賃減額の可能性の確認を行わなかつたことや契約違反を解消する姿勢を取らなかつたことから旧基準の適用を検討せずに本件決定に至つたのであれば、処分時やあるいは少なくとも代理人が来庁した際や代理人が保護の変更を行わないことの理由の説明を求めた際に、当然説明するはずである。しかし、ケースワーカーや担当課長は、そのような説明を行っていないばかりか、上記のような弁明書主張の理由と全く矛盾する説明を行つてゐる。

これらの事情から、本件決定は、処分庁が弁明書で主張した上記のような理由から行われたものではないことが明らかである。

（ウ）結語

本件決定の違法性・不当性は審査請求書及び本反論書で述べたとおりであり、本件決定は速やかに取り消されるべきである。

イ 審理員が平成29年2月6日に受理した本件審査請求2にかかる請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

（ア）後記2 処分庁の主張の（1）のイの（イ）「事実の経緯」について

a 平成28年8月24日の来所について

おおむね認める。この際、代理人からケースワーカー及び担当課長に対し、経過措置の適用を検討したのか尋ねると、審査請求書記載の請求人等の状況が分からなかつたため、本件ただし書き該当性について検討を行つていなかつた旨認め、同該当性及び経過措置の適用について検討する旨述べた。また、請求人が家賃の確認を怠つていることから経過措置の適用を検討していない旨の説明は一切なかつた。

b 平成28年9月16日の通知、連絡についておおむね認める。

（イ）後記2 処分庁の主張の（1）のイの（エ）「弁明の理由」について

a 申立の内容が審査請求事案であるとの処分庁の主張について

(a) 本件申請が法第24条第9項の「保護の変更申請」に該当すること

処分庁は、「請求人の申し出は、本件決定に対して、『(略) 金額47,000円から49,000円に戻してもらいたい』という趣旨の内容であり、「これは、処分庁の住宅扶助に関する『決定処分に対する不服申し立て』であることから、当該処分に対して審査請求を行うべきものである。」などと主張する。

処分庁の主張は、その趣旨自体が判然としないが、仮に、請求人が行った平成28年8月24日付の本件申請は、本件決定に対する不服申立てであるから保護変更申請ではない、という趣旨であれば、勝手な決めつけであって全く当を得ない。

すなわち、法第24条第9項は、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する」と定めているところ、ここにいう「保護の変更」とは、保護の程度、方法、及び種類の変更を指す（小山進次郎「改訂増補 生活保護法の解説と運用」（2004年）・394頁）。

しかるところ、本件申請が、住宅扶助費について経過措置を適用し、金額を47,000円から49,000円に変更することを求めていることは、その書面の記載上明確であり、これは保護の程度の変更にあたる。したがって、本件申請が法第24条第9項が規定する保護の変更申請に該当することは明らかである。

(b) 審査請求を行うべきものであるとの主張について

先にも引用したとおり、処分庁は、本件申請について、処分庁の本件決定に対しての不服申し立てであることから、「当該処分に対しての審査請求を行うべきものである」などと主張する。

しかし、請求人は、処分庁から言われるまでもなく平成28年9月23日付で本件審査請求1を申し立てているのであり、処分庁の上記主張は意味不明の余計なお世話である。

仮に、審査請求をすれば本件決定の誤りが是正される可能性がある以上、それとは別に保護変更申請を行う必要性や実益がないから、保護変更申請を行うことはできないという趣旨の主張なのであれば、これもまた全く誤った独自の見解である。

言うまでもないが、保護変更申請と審査請求は、判断の主体も判断に要する時間も効果も全く異なる、それぞれ別個独立した意義を有する手続である。

すなわち、保護変更申請は、実施機関に対して申請さえすれば、実施機関は原則として14日以内、特別な理由があつても30日以内に判断内容を書

面をもって通知しなければならない（法第24条第9項、第3項、第5項）。申請の方法は、通常簡易な申請書を提出することで行われるが、申請意思が明確であれば口頭による申請も有効というのが確立した裁判例（大阪高裁平成13年10月19日判決、福岡地裁小倉支部平成23年3月29日判決等）であり通達（別冊問答集問9-1）である。このように、先行する誤った保護決定によって現在実施されている保護の内容のは正を被保護者が求めようとする場合、保護変更申請を行えば、簡易かつ迅速に判断を得ることができ。但し、保護の内容のは正は保護変更申請時に遡ってしかなされないので、先行する誤った保護決定から保護変更申請までの間に実施された保護の内容まではは正されずに残ることとなる。また、保護変更申請は、誤った保護を実施している当該実施機関に対して行うものであるため、今回の場合がまさにそうであるように、自らを自省する姿勢や能力に乏しい実施機関の場合には柔軟なは正がなされることがある。

一方、審査請求手続は、都道府県知事に対して行うものであることから、第三者的立場から実施機関の誤った判断がは正されることが期待でき、請求が認容されれば、先行する誤った保護決定そのものが取り消されるので、事案の根本解決につながるという意義がある。しかし、審査請求手続は、処分があったことを知った日から90日以内に都道府県知事に対して申立て、50日又は70日以内に裁決がなされることとなっており（法第65条）、法律上も保護変更申請よりも長期間の手続が規定されているだけでなく、実際の処理期間は、より長期化している。すなわち、審査請求についての平成26年度における地方公共団体の処理期間は、平成23年度から改善されたものの、約5割が1年以上であり、6ヶ月以内に処理されたものは、約3割に過ぎない。また、平成28年4月1日より施行されている改正行政不服審査法における標準審理モデルでさえも審査請求から裁決まで6ヶ月でとなっている（中村健人「改正行政不服審査法 自治体の検討課題と対応のポイント【施行令対応版】」（平成28年）・66頁）。大阪府においても、審査請求が1年以上裁決に至らず放置されている事案がざらにあることは審査庁自身が熟知しているはずのところである。さらに、審査請求書には、審査請求の趣旨や理由を記載する必要があり、処分庁からの弁明書に対する反論書の提出や場合によっては意見陳述など、請求人側の事務負担も重い。

このように、審査請求から裁決まで相当の時間がかかり、事務負担も重いことから、審査請求のみを行うとすると、生活保護利用者は、長期間にわたって、世帯の必要に即応した保護が欠けた状態を強いられることになってしまふ。

したがって、不当な保護決定（開始、変更、廃止、停止等）がなされた場

合には、違法状態を是正するために速やかに保護開始又は変更申請を行い、併せて、少し時間をかけて準備をして原決定に対する審査請求を行うということが一般的に行われている（仮に前者が認められても、先に述べたとおり、保護開始又は変更時までの違法状態を是正する点で審査請求に独自の意義がある）。

以上のとおり、保護変更申請には、審査請求とは異なり簡易迅速に違法状態を是正する独自の意義があるのであるから、審査請求をすればよいから保護変更申請はできないなどという暴論が成り立たないことは明らかである。

b 保護変更申請は生活状況に変化があった場合に限られるとの処分庁の主張について

(a) 処分庁の主張

処分庁は、法第24条第9項における「保護の変更の申請」とは、世帯員の編入等生活状況に変化が生じたことにより保護の内容に変更を生じた場合に限ってなされるべきものであることを前提にして、本件においては世帯の生活状況そのものに変化がないことから保護変更申請をすることは許されない旨主張しているものと解される。

しかしながら、これもまた全く法的根拠のない処分庁独自の見解である。

(b) 処分庁の主張は、文言解釈上あり得ない

まず、法第24条第9項は、保護開始に関する諸規定を「保護の変更の申請について準用する」と規定するのみであり、生活状況が変化したことにより保護の内容に変更を生じた場合のみに限定する旨の文言は一切無い。

処分庁の上記主張は、文言解釈上あり得ない。

(c) 処分庁の主張は、法の諸原則（理念）及び法第24条の趣旨からあり得ない

そもそも、法は、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すること」を目的としている（法第1条）。ここにいう「最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない（法第3条）」とされている。

そして、法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」として、「必要即応の原則」を定めている。すなわち、法によって保障されるべき生活水準は、年齢や健康状態等その個人や世帯の実際上の個別具体的な必要

性を十分に考慮し、それに即応したものでなければならない。その趣旨については、「制度本来の趣旨に忠実ならんとすれば勢い画一的機械的にならざるを得ないかの如き錯覚がこの制度の運営に当る人々の間にも生じてくる傾向がある」が、これは「最低生活の実質的保障を目的とする制度自体の趣旨にも沿わない誠に憂うべき傾向」であることから、「至極当然な、即ち、特記する必要さえもないと考えられる必要即応という原則をこの制度運営における一原則として特に掲げることとした」と解説されている（前掲小山・209頁）。

一方、法は、国民の保護請求権を認めるとともに、申請保護の原則を採用し、この国民の保護請求権の発動形式として、保護の申請を定めている（前掲小山・162、163頁）。そして、法第24条第1項ないし第7項は、生活保護の開始を求める申請について、手続的権利を申請者に保障し、法第24条第9項は、保護の変更を求める申請についても同条第1項から第7項を準用し、保護の開始を求める申請と同様に申請者に手続的権利を保障している。その趣旨は、「本法の保護は、個人の生活や生存に重大な関係を有するものであるから、単に保護についての抽象的理念を法律に掲げただけでは不十分であって、保護者が要保護者に対して実際に行われる場合の個々の具体的手続までを詳細、明確に規定するのでなければ、本法上において認められたとする個人の権利や利益が十分に保障され、実現されることとはならない」ことから、「法第7条に規定する保護の申請があった場合における保護の実施機関の保護事務の処理手続をその職務上の義務の点から明確に定め、その敏速、確実な処理を期すると共に、これを国民との関係において法規として規定することにより保護の実施機関の便宜、専断或いは恣意的裁量による処理乃至遷延に流れることながらしめるために設けられた」と解説されている（前掲小山・390頁）。

すなわち、法第24条が、保護の開始及び変更について、要保護者又は被保護者の手続的権利として定めたのは、実施機関の専断的又は恣意的判断によつて誤った保護の決定がされ（あるいは正しい保護決定がされず）、当該世帯の必要に即応した最低生活の保障がなされていない場合に、要保護者又は被保護者側からの請求に応じて敏速、確実に保護事務の処理をしなければならない義務を実施機関に課すことによって、当該世帯の必要に即応した最低生活を保障するという理念を実現しようとしたからである。

したがって、法第24条は、世帯員の編入等によって単に世帯の生活状況に変化が生じた場合だけでなく、保護の実施機関の不適切な判断で当該世帯の必要即応が欠けているときに、必要即応を満たすように保護の程度、方法あるいは種類の変更を求める場合もまた、保護の変更申請がなされるべき場合として想定していることが明らかである。

以上の通り、処分庁の上記主張は、法の諸原則（理念）及び法第24条の趣

旨からあり得ない。

そして、本件申請は、保護の実施機関である処分庁が、請求人世帯の住宅扶助費について、本来経過措置を適用し、旧基準を適用する必要があるにもかかわらず、経過措置を適用せずに引下げ後の基準を適用していることにより、請求人世帯の必要即応が欠けていることから、正しく経過措置を適用して旧基準による住宅扶助費を支給するよう求めているのであるから法第24条第9項の保護変更申請手続が本来的に予定している場面であるといえる。

(d) 処分庁の主張は、一般的な実務運用にも反している

実務上、世帯の生活状況に変動がなくても、実施機関の作為又は不作為によって当該世帯の必要に即応した保護の実施がなされていない場合に、これを是正するための保護変更申請は普通になされており、処分庁以外の実施機関においては普通に保護変更申請として扱われている。

例えば、世帯の生活状況に何ら変更はなかったが、生活保護利用者が、生活保護開始時から通院していた病院への通院交通費について、医療移送費を支給されていなかつたことから、医療移送費を支給するように保護変更申請を行った事案において、実施機関（G市福祉事務所）は、変更申請そのものは有効であることを前提として、事後申請であることを理由に却下し、裁判所もまた変更申請が有効であることを前提として、変更申請時の実施機関職員の教示援助義務違反を理由として国家賠償責任を認めた事例も存在するところである（平成25年3月22日神戸地方裁判所判決）。

以上の通り、処分庁の上記主張は、一般的な実務運用にも反している。

(e) 小括

以上述べたとおり、法第24条第9項における「保護の変更の申請」は、生活状況に変化が生じたことにより保護の内容に変更を生じた場合に限って許されるとの処分庁の主張が、極めて特異な独自の解釈であって、失当であることは明らかである。

c 旧基準を適用すべきであること

この点について、処分庁の弁明は、後記2 処分庁の主張の（1）のアの弁明書の通りとのことであるところ、これに対する反論は、前記アの反論書の通りである。

(ウ) 結語

本件回答の違法性・不当性は審査請求書及び本反論書で述べたとおりであり、本件却下決定処分は速やかに取り消されるべきである。

(3) 審理員が平成29年6月29日に受理した本件審査請求1にかかる請求人の再反論書には次の趣旨の記載がある。

ア 貸貸借契約に違反したまま居住しているとの主張について

(ア) 経過措置の適用の有無及び本件決定と何ら関係ないこと

平成29年4月28日の口頭意見陳述の際、処分庁は、請求人の契約違反が経過措置の適用を検討しない理由でないと明言し、請求人の契約違反と経過措置の適用、ひいては本件決定が何ら関係ないことを認めた。

したがって、処分庁のこの点についての主張を検討するまでもなく、請求人の契約違反が、本件決定と何ら関係なく、本件決定の適法性を何ら基礎づけるものでないことは明らかである。

なお、処分庁が、上記のように、経過措置の適用を検討しない理由でないと明言し、本件決定と何ら関係ないことを自ら認めているにも関わらず、何故契約違反の点についての主張を弁明書等で行っているかは不明である。

(イ) 契約解除及び家賃の倍額請求の可能性がないこと

処分庁の契約違反との主張が本件決定と何ら関係のないことは既に述べたが、念のため、再弁明書における、この点についての処分庁の主張について、以下通り反論する。

当然のことながら、本件で家主に契約解除権が発生するためには、貸貸借契約の基礎にある信頼関係の破壊に至らなければならず、本件で、信頼関係の破壊に至っていないことはすでに反論書等で述べたとおりである。

処分庁は再弁明書等において、単に契約違反があるから契約解除や倍額請求があるとの主張しか行わず、信頼関係の破壊に至っているかどうかに何ら主張していない。このような処分庁の主張は、上記貸貸借契約関係についての理解を欠くと言わざるを得ない。

イ 経過措置の適用の検討の前提要件として家主に対して直接家賃減額の可能性を確認する必要がないこと

(ア) はじめに

経過措置の適用の検討の前提要件として、貸主等に対する家賃減額可能性の確認は必要であり、この確認がない場合には、経過措置の適用の検討が不要であるとの処分庁の解釈が誤っていることは、すでに反論書で述べたとおりであるが、処分庁の再弁明書も踏まえて、以下の点について、補充して主張する。

(イ) 処分庁の課長通知についての解釈の誤り

反論書で述べたとおり、課長通知1、2の文言からも貸主等に対する家賃の減額可能性の確認が不可欠とはされていない。

すなわち、課長通知の上記1の規定は、「近隣の家賃相場等から当該住宅等の家賃・間代等の引下げが可能か否かについて検討すること」と規定しており、直接に求めているのは、近隣の家賃相場等からの家賃の引下げが可能か否かの検討である。この点について、再弁明書において処分庁は何ら反論できていない。

そして、続けての記載は、「具体的には、貸主等が契約更新の際に当該住居等の家賃・間代等を住宅扶助の限度額以下まで引下げるのか確認し」となっており、「貸主等に～確認する」とは記載されていない。つまり、この記載においても、確認の対象を貸主等に限定しているわけではなく、貸主等が家賃を引下げてくれかどうか、生活保護受給者や近隣不動産業者等に確認することも許容されている。この点についても、再弁明書において処分庁は何ら反論できていない。

以上のとおり、処分庁が主張の根拠とする課長通知においても、家賃の減額可能性の検討について、直接に求めているのは、近隣の家賃相場等からの検討であり、それに続く記載においても、貸主等に対する直接の確認が必須とされているわけではなく、生活保護受給者や近隣不動産業者等への確認によって減額可能性を検討することも許容されている。

したがって、上記課長通知の解釈として、家賃の減額可能性の検討について貸主等に対する直接の確認が必要不可欠であるとする解釈は、明らかに課長通知の解釈として誤っていると言わざるを得ない。

(ウ) 処分庁が根拠とする大阪府社会援護課長通知について

処分庁は、その他の根拠として、「住宅扶助額の改定に伴う問い合わせと回答について」(平成27年6月26日付け社援第1679号大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課長通知。以下「府課長6月通知2」という。)の問9及び問14を挙げる。

しかし、処分庁が根拠とする上記問9は、「貸主と家賃の引下げについて交渉するのは受給者か福祉事務所か」という設問であり、交渉による家賃引下げの可能性があり、貸主に対して家賃の減額交渉を行う場合に、保護利用者か福祉事務所のどちらが交渉を担うのかの点について記載したものに過ぎない。家賃減額可能性の可否の検討にあたり、貸主に確認する以外の方法について許容されるかどうかについては何ら触れていない。

また、問14は、「貸主が家賃交渉に応じない時でも、契約期間の満了日までは旧基準額を適用することになっているが、この間に、実施機関が低額な家賃に転

居するよう指導してよいか。」という設問であり、貸主が家賃の減額に応じなかつた場合でその他の経過措置等の適用もなく転居指導が必要な場合について規定するものに過ぎない。こちらの規定も家賃減額可能性の可否の検討にあたり、貸主に確認する以外の方法について許容されるかどうかについては何ら触れていない。したがって、処分庁が根拠とするこれらの規定が、家賃の減額可能性の検討について貸主等に対する直接の確認が必要不可欠であるとする解釈の根拠とならないことは明らかである。

(エ) 小括

以上のとおり、経過措置の適用の検討の前提要件として家主に対して直接家賃減額の可能性を確認する必要があるとの処分庁の解釈は誤りである。

そして、処分庁は、近隣の不動産業者等に対し、近隣の家賃相場等の確認を行うとともに、これらの近隣の家賃相場等の調査や請求人からの聞き取りに基づいて家賃の減額可能性を検討することも可能であったにも関わらず、これを一切行わなかった。このように、処分庁は、上記解釈を前提として、上記家賃の減額可能性の検討を全く行わず、単に請求人が家主に対して直接家賃減額の可能性を確認していないことのみをもって、経過措置の適用を検討せずに本件決定を行った。

したがって、本件決定が違法であることは明らかである。

(4) 請求人から提出のあった証拠種類には、以下の記載がある。

ア 平成28年6月24日付けで処分庁が請求人に対して通知した本件決定通知書には、「法による保護を次のとおり変更したので通知します。住宅扶助47,000
変更の理由 家賃又は間代の認定替えによる。」との記載がある。

イ 平成28年8月19日付けC病院D医師の意見書には、「当院に通院されているA様について。性同一性障害があり、そのためにホルモン療法が必要なため、現在Bクリニックに一週間に一度の通院治療が必要な状態である。転居により通院ができなくなったりの場合、ホルモンバランスが崩れることで心身ともに悪影響が出るとともに、通院できない不安からも精神状態の悪化が予想されるので、ご考慮を宜しくお願いする。」との記載がある。

ウ 平成28年9月16日付けで処分庁が請求人に対して通知した本件回答書には、「生活保護変更申請について 平成28年8月24日付け提出された生活保護変更申請書について、下記のとおり回答いたします。 記 住宅扶助額に関しては、

平成28年7月1日付で変更した保護決定（変更）通知書のとおり、4万7千円とします。もしこの決定（平成28年7月1日付の保護決定）に不服がある場合は、決定があったことを知った日から起算して3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができますので、併せてご案内いたします。なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりますので、その点ご了承ください。」との記載がある。

2 処分庁の主張

（1）弁明書について

ア 審理員が平成28年10月17日に受理した本件審査請求1にかかる処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

（ア）弁明の趣旨

請求人、A（以下、「請求人等」という。）が提起した審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

（イ）事実の経緯

- a 平成27年6月30日 請求人等に対して通知。
 - ・同年7月から住宅扶助上限額が改定されること、および家主等に家賃交渉をしてもらう旨を記載した通知を送付する。
- b 平成27年7月6日 請求人等、来所。
 - ・Aより住宅扶助1.3倍の特別基準適用の要望があった。
 - ・ケースワーカーより特別基準に関しては内容を確認した後に返答すると伝える。
 - ・家主に対して内緒で犬を飼っていることから家賃交渉ができないとの申し出を受ける。
 - ・賃貸契約に違反している状況であれば、いつ退去命令が出てもおかしくない状況から、速やかに転居を検討すべきとの助言を与え、家賃の変更が可能かどうかも併せて確認しておくように指示する。
- c 平成28年1月13日 請求人宅を訪問。
 - ・住宅扶助の特別基準の適用については、保護手帳「特別基準が適用となる『やむを得ないと認められるもの』に請求人世帯は該当しないため、適用は困難

であると説明する。

- ・請求人は「内緒で犬を飼っていることから、減額相談はできない。それなら転居を考えたい。」との申し出。
- ・ペット飼育が賃貸契約に違反しており、家主から退去命令を下されてもおかしくない状況は、請求人世帯の大きな自立阻害要因であると判断されるため、契約違反を解消することが先決であると伝える。
- ・犬はどうしても飼い続けたいとの請求人等の意向であることから、転居を検討するように指示し、その上で、家賃に関しても早急に確認をしておくよう指示する。
- ・請求人等が何もしなければ、同年7月以降は住宅扶助上限額の47,000円に減額されることになると説明する。

d 平成28年6月13日 請求人宅を訪問。

- ・これまで家主に家賃の確認を行わず、処分庁からの繰り返しの指示にも従おうとしていないことから、7月以降は上限額の47,000円に変更になる点を説明する。
- ・契約違反解消の件に関しては、どうしても犬だけは飼い続けたいことから転居を考えているとの申し出であるが、まだ具体的な物件探しは行っていない状況であった。

e 平成28年7月4日 E市議から連絡。

- ・請求人より、「急に住宅扶助を下げられた」ので審査請求をしたいと相談があつたため、事情を聞きたいとの連絡。
- ・これまでの経緯および住宅扶助の改定について説明したところ、市議より、請求人等は何か勘違いをしているかも知れないとの話であった。

f 平成28年7月5日 市議の話を受け、請求人宅を訪問。

- ・請求人等は「急に減額されて驚いた」との発言。
- ・請求人等は「同月に住宅扶助が改定されること」「上限額が2千円減額されて47,000円になること」はこれまでに聞いていたが、「7月に2千円減らされるとは聞いていない」との主張。
- ・同年6月13日の訪問時にも住宅扶助減額の件は説明済みであるが、「聞いていない」との主張。
- ・平成27年7月1日に住宅扶助の改定があり、1年間は経過措置として旧基準を適用してその間に家主との家賃交渉をする必要があり、何ら改善が見られなかったことから、経過措置が終了した時点で住宅扶助の改定を行った旨

を説明する。

- ・特別基準についても、平成28年1月13日訪問時に説明済みであるが、「聞いていない」と主張するため、再度請求人世帯は「特別基準が適用となるやむを得ない」世帯には該当せず、また転居を希望していることから、転居が困難であるという世帯にも該当しないことを説明する。
- ・請求人は理解を示すものの、Aは理解を示さない。家賃交渉に関しては「犬を内緒で飼っており、家主が見て見ぬふりをしてくれているため、下げるほしいとは言えない」との主張を繰り返す。
- ・契約違反を解消することが先決であることから、転居をするか家主と相談するかを指示する。
- ・住宅扶助の経過措置に関して処分庁内で協議
1年間の経過措置期間において、請求人等には家主に家賃を確認するように何度も指導していたにも関わらず、処分庁からの指示には一切従っていない状況であり、現在の居宅に関する契約違反の解消が最優先されることから、これ以上の経過措置を適用する必要はないものと判断する。

g 平成28年8月24日請求人等、来所。

- H弁護士、I弁護士、E市議、同席。対応：[REDACTED]課長、担当ケースワーカー
- ・代理人の弁護士より、本件申請書の提出あり。
 - ・内容は今回の審査請求とほぼ同じ内容
 - ・処分庁として検討すると伝え、2週間以内に返答するようにとの申し出を受ける。なお、その場で録音をするとと言われ、種々の質問を受ける。

h 平成28年8月31日 処分庁内協議

- ・本件申請書への対応について、本件決定を変更する必要性はなく、審査請求すべき案件と判断する。

i 平成28年9月5日 請求人に対して電話。

- ・家賃について、請求人等の代わりにケースワーカーが直接家主に家賃の確認をしてもよいかを確認。請求人が一切関与しない、つまり家主が請求人に電話をかけたりしない様であれば、家主に話をしてもらって構わないとの了承を得る。
- ・家主に電話をするも留守。
- ・その後、請求人より、E市議経由で「家主と連絡をとってもらいたくない」との連絡を受ける。

- 】 平成28年9月16日 請求人等および弁護士に対して通知。
・本件申請について、本件決定通知書のとおり、住宅扶助は47,000円であることの通知を行う。
・本件決定に不服がある場合には、審査請求が可能である旨の教示を行う。

(ウ) 請求人の申し立て要旨

- 請求人等の申し立ての要旨については、概ね次のとおりと考えられる。
・平成28年7月に住宅扶助を49,000円から47,000円に減額したのは不當である。
請求人等は局長通知の（2）アただし書き及びウに該当することから、経過措置を適用すべきである

(エ) 弁明の理由

処分庁は以下の判断により、当該処分を行ったものである。

a 家主に対して家賃の確認を怠っていること

請求人は、平成27年7月1日から適用された住宅扶助の改定に関して、局長通知「住宅扶助の給付額が減少するときは、いずれかの経過措置の運用について検討すること」の運用において、3（1）を適用すべきであるとの申し出である。

それに関して、課長通知には、高額家賃の場合に関する

(a) 近隣の家賃相場等から当該住居等の家賃等の引下げが可能か否かについて検討すること。具体的には、貸主等が契約更新等の際に当該住居等の家賃等を住宅扶助の限度額以下まで引下げるのか確認し、福祉事務所においては、必要に応じて今般の住宅扶助の適正化を図った趣旨等を丁寧に説明し、貸主等の理解が得られるよう努めること。

(b) (a)において、住宅扶助の限度額以下への家賃等の引下げが困難であった場合は、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて局長通知に定める経過措置等の適用や住宅扶助の限度額の範囲内の家賃である適切な住宅への転居について検討すること。
と規定されており、請求人等の申し出は（b）の部分に該当するものであるが、処分庁の判断は（a）に属するものである。つまり、処分庁としては（a）の家賃等の引下げが可能か否かについて検討することを前提として、（b）の手順を踏むべきものであると考えている。

なお、処分庁の考え方に関しては、「住宅扶助額の改定に伴う対応について」（平成27年6月15日付け社援第1594号大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課長通知。以下「府課長6月通知1」という。）における、府内政令市及び中核市

との情報交換会での確認事項（情報提供）（1）（以下のとおり）を踏まえたものである。

・局長通知のただし書き（ア）から（ウ）の要件や経過措置の適用を検討するに際しても、課長通知の手順（貸主等への家賃等の引下げの確認）は必要である。

さらに府課長6月通知2のQ9に、

Q：貸主と家賃の引下げについて交渉するのは受給者か福祉事務所か。

A：第一義的には受給者が行う。しかしながら、受給者による交渉が困難または受給者より依頼された場合は、福祉事務所が行うこと。

とあり、あくまで請求人自身が家主と家賃交渉を行うべきものであることから、請求人に対して家主に相談するように繰り返し話をしてきたものである。

それに対して、請求人等は「大家さんには、犬を飼っていることを黙認していることもあり、賃料をこれ以上下げると言ふことはできません」

（平成28年8月24日付の本件変更申請書より）との主張を繰り返し、一切家主との交渉をしていない状況である。

処分庁の見解として、家主にペット飼育を黙認してもらっていることが、直ちに家賃交渉ができない理由にはならないと考えている。更に請求人に対して家賃交渉の成果は問うておらず、家賃を変更してもらえる可能性があることから、その可能性を確認することである。

1年間の経過措置期間の間に家主に相談するように繰り返し指示してきたが、請求人等は一切従わず、家主に対する家賃引下げの確認を怠ってきた。

もし、家主に相談して家賃を下げるが可能であれば、経過措置の必要性もなく、請求人にとっても好都合のはずであるが、処分庁が代わりに家主に対して家賃の確認をするとの申し出に対しても、請求人等は拒絶している状況である。

b 貸貸契約に違反したまま居住していること

賃貸借契約書（第15条）には、以下のことが記されている。

「本建物内外で犬猫等のペットに（継続的に）餌を与えること、飼育することは本建物のみならず、近隣の人々に（糞尿等の臭い、鳴声、ダニ、抜け毛等で）迷惑をかけ、かき傷や尿で建物や建具を破損させるので一切しないこと。（もし犬猫等に餌を与えていて飼育をかくれていた時は、家賃は餌を与えた日から倍額になり、保証金の借主への返還は第21条に定めたるも一切返還しないものとし、発見次第本契約は解除となります）」

請求人等は、「家主が黙認している」と主張しているが、ペット飼育が発覚した場合には、家主から契約を解除され、また倍額家賃を請求されてもおかしくない状況である。

これは、請求人世帯の自立にとって大きな阻害要因であり、そもそも契約違反をしている状況を処分庁としても認められない状況であることから、早急に契約違反を

解消するべく繰り返し指示している。

請求人等の「犬だけは絶対に飼い続けたいという意向を考慮すれば、転居するか、家主と話し合いをする以外に契約違反を解消する方法は無い。」

しかし請求人等の「契約違反をしているから家賃交渉ができない」また「転居をすれば通院に支障をきたす恐れがある」という主張は、「契約違反でも居住し続けたい」という主張であり、自立阻害要因を解消する姿勢が見受けられないものである。

(結論)

以上の請求人等の行為（家主に相談すれば家賃減額できる可能性があるにもかかわらず、それを拒絶する行為および契約違反を解消する姿勢が見受けられないこと）は、法第4条「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」の補足性の原理に反するものと判断する。

よって、法第5条「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない」に基づき、局長通知の経過措置を適用すべきではないと判断するものである。

(才) 審査請求に対する意見

処分庁が行った本件決定については、何ら違法性はなく、請求人等の主張は認められるものではないと考える。

なお、請求人等が態度を改めて処分庁の指示に従い、家主に対して適切に家賃の相談を行った場合においてはこの限りではなく、その結果によって適当な対応を行うべきものであるものと考える。

イ 審理員が平成28年12月5日に受理した本件審査請求2にかかる処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

(ア) 弁明の趣旨

請求人が提起した審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(イ) 事実の経緯

平成28年8月24日 請求人等、来所。

H弁護士、I弁護士、E市議、同席。対応：[REDACTED]課長、担当ケースワーカー・代理人の弁護士より、本件申請書の提出あり。

・内容は本件審査請求1と同内容。

・処分庁として検討すると伝え、2週間以内に返答するようにとの申し出を受ける。

なお、その場で録音をするとと言われ、種々の質問を受ける。

平成28年8月3・1日 処分庁内協議

- ・本件申請書への対応について、処分庁の処分を変更する必要性はなく、審査請求すべき案件と判断する。

平成28年9月6日 代理人弁護士事務所に連絡

- ・本件申請の2週間の期限であることから連絡したところ、I弁護士が不在のため、変更は行わない旨を伝言する。

平成28年9月16日 請求人等および弁護士に対して通知、連絡。

- ・本件申請書について、本件決定通知書のとおり、住宅扶助は47,000円であることの通知を行う。
- ・本件決定に不服がある場合には、審査請求が可能である旨の教示を行う。
- ・I弁護士に対して、本件申請は審査請求の事案であり、法第24条第9項に該当しないと判断したこと、不服があれば本件決定に対して審査請求ができる旨を伝える。

(ウ) 請求人の申し立て要旨

請求人等の申し立ての要旨については、概ね次のとおりと考えられる。

- ・本件回答は、手続きにおいて重大な瑕疵がある。
- ・本件回答において、住宅扶助を47,000円から49,000円に変更しなかったことは不当であり、局長通知の(2)アただし書き及びウに該当することから、経過措置を適用すべきである。

(エ) 弁明の理由

請求人の申し立てについて、上記(ウ)のbに関しては、本件審査請求1と同内容であり、前記アの弁明書で弁明しているとおりであるため、ここでは省略する。

前記(ウ)の請求人の申し立て要旨のaに関しては、以下の判断によるものである。

a 申し立ての内容が審査請求事案であること

請求人の申し出は、本件決定に対して「経過措置に該当することから旧基準を適用し、金額47,000円から49,000円に戻してもらいたい」という趣旨の内容である。

これは、処分庁の住宅扶助に関する「決定処分に対しての不服申し立て」であることから、当該決定に対して審査請求を行うべきものである。

b 法第24条第9項に該当する「変更申請」には該当しないこと

請求人からは、法第24条第9項に該当する「変更申請」との申し出であるが、処分庁としては、法第24条第9項における「保護の変更の申請」とは、生活状況に変化が生じたことにより保護の内容に変更を生じた場合における保護申請と解している（世帯員の編入等）。

しかし請求人世帯の生活状況には何ら変更すべき変化は認められず、請求人は住宅扶助の保護決定処分を取り消した際に生じる「金額変更」に対して、「変更」という言葉を用いて申請を行っているが、実質的には「処分の取り消し」を求めているものである。

以上の理由により、処分庁としては法第24条による申請には該当しないものとして取り扱い、請求人の「変更申請」の回答として「変更しない」旨及び「決定処分に対しては審査請求が可能である旨の教示」を行ったものである。

c 結論

本件回答は上記理由により回答したものであり、請求人の主張する法第24条第3項に基づく却下決定処分でもなく、同条第7項に基づくみなし却下決定処分でもない。請求人の「保護変更申請書」は、そもそも法第24条に基づく申請ではなく、内容は本件決定に対する不服申し立てである。

よって、「却下処分の手続き」において瑕疵があるとの主張は、本件に対しては認められないものと考える。

(才) 審査請求に対する意見

請求人の申し出内容は、本件決定に対する不服申し立てであることから、審査請求により審査すべき内容であると判断する。

これに関しては、請求人の本件審査請求1で結論を出すべきものと考えている。

(2) 審理員が平成29年2月27日に受理した本件審査請求1にかかる再弁明書には次の記載がある。

ア 請求人の反論書の要旨

請求人等の反論書の要旨については、概ね次のとおりと考えられる。

(ア) 事実の経緯に種々異なる点がある

(イ) 家賃減額可能性の確認が経過措置の適用の検討の前提要件ではない

(ウ) 賃貸契約に違反していても、契約解除や倍額家賃を請求されることは無い

(エ) 処分庁の決定判断は弁明書の記載内容と異なる

イ 反論書に対する処分庁の見解

処分庁の処分判断に関しては、弁明書に記載したとおりであるが、上記の反論があつたことから、以下の点について見解を示しておく。

上記（ア）及び（エ）に関しては、弁明書の記載通りであるとしか言いようがない。

（イ）に関しては、課長通知に基づくものであり、請求人等の主張は、あくまで推測による解釈である。（ウ）に関しては、「契約解除及び倍額家賃を請求される可能性はない」と主張しているが、これも憶測である。

事実に基づく判断

憶測等によらず、以下に客観的事実を示し、処分庁の判断を示す。

（事実）

- i. 1年間の経過措置期間の間に家主に相談するように繰り返し指示してきたが（成果は不問）、請求人等は一切従わず、貸主等への家賃等の引下げの確認をしていない。
- ii. 処分庁が代わりに家主に対して家賃の確認をするとの申し出に対しても、請求人等は拒絶している。
- iii. 貸賃契約（ペット禁止）に違反したまま居住している。
- iv. 貸賃契約書にはペット飼育が発覚した場合には、契約解除、倍額家賃請求される旨が規定されている。

○ 上記の事実 i、iiについて

反論書にて、「周囲の家賃よりも千円低いから」「減額交渉をするには保護を受給していることを説明する必要があるから」、家主への家賃等の引下げの確認が困難であると主張している。（処分庁は上記理由を聞いていないが、話を進めるために今は問題にしない。）

しかし、処分庁は請求人に対して家賃交渉の成果は一切問うていない。家賃を変更してもらえる可能性があることから、その可能性を確認するだけのことであり、保護受給の旨を伝える必要はない。よって、「保護の受給を知られたくないから家賃の相談ができない」という理由は成立しない。家主に生活保護について言わなければいいだけのことである。

もし、家主に相談して家賃を下げてもらえることができれば、経過措置の必要性もなく、請求人にとっても好都合のはずである。それにもかかわらず、処分庁が代わりに家主に対して家賃の確認をするとの申し出に対しても、（当然プライバシーに配慮して「生活相談を受けている」という理由等で減額可能性について確認することになるが）拒絶している状況である。

処分庁は、上記の事実 i、iiに基づいて、以下のように判断しているものである。

(弁明書の結論1)

請求人等は、家主に相談すれば家賃減額できる可能性があるにもかかわらず、それを拒絶する行為は、法第4条「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」の補足性の原理に反するものである。

上記の事実ⅲ、ⅳについて

請求人等は、賃貸契約に違反していても、家主から契約を解除され、または倍額家賃を請求される可能性は客観的に存在しないと主張している。

しかし、請求人等の主張はあくまで憶測の範疇であり、状況として契約違反の状態に変わりなく、契約解除および倍額家賃請求の条項がある。

契約違反状態は請求人世帯の自立にとっては大きな阻害要因であり、そもそも契約違反をしている状況は認めることはできないことから、早急に契約違反を解消するため、転居あるいは家主との話し合いを指示している。

請求人等が「契約違反状態でも居住し続けたい」と主張することは、自立阻害要因を解消する姿勢が見受けられないものである。

処分庁は、上記の事実ⅲ、ⅳに基づいて、以下のように判断しているものである。

(弁明書の結論2)

請求人等に契約違反状態（自立阻害要因）を解消する姿勢が見受けられないことは、法第4条の補足性の原理に反するものである。

(弁明書の結論)

以上（弁明書の結論1・2）の理由により、法第5条「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない」に基づき、局長通知の経過措置を適用すべきではないと判断するものである。

局長通知の解釈について

請求人は、局長通知には「貸主等への確認等の要件は何ら規定されていない」と主張している。

この主張に対しては、局長通知に関する留意事項を規定しているのが、課長通知であると解するため、局長通知に直接的に記載されていないからと言って、課長通知を無視してよいということにはならない。

また請求人は、課長通知の1、2の規定について自らの解釈を示し、「文言上求められていることは、『家賃の引下げが可能か否かの検討』であり、直接貸主等に家賃減額交渉をすることが不可欠の前提条件とされているものではない」と結論付けている。

そもそも、処分庁は直接交渉を不可欠の前提条件と主張している訳でもなく、プライバシーに配慮すべき点も十分に承知している。課長通知に「具体的には…」と規定されていることから、それに基づいて家賃の確認を行うべきであると主張しているものである。

更に「保護受給者からの聞き取り等によって家賃の減額が困難と判断されれば、経過措置の可否を検討することを求めている」という請求人の主張に対しては、請求人の「家主にペット飼育を黙認してもらっている」等の理由が、直ちに家賃減額の可能性を確認することができない理由にはならないと考えており、「家賃の減額が困難と判断されれば…」には該当しないものと判断している。

(参考：課長通知の規定1、2)

- 1 近隣の家賃相場等から当該居住等の家賃等の引下げが可能か否かについて検討すること。具体的には、貸主等が契約更新等の際に当該居住等の家賃等を住宅扶助の限度額以下まで引下げるのか確認し、福祉事務所においては、必要に応じて今般の住宅扶助の適正化を図った趣旨等を丁寧に説明し、貸主等の理解が得られるよう努めること。その際には、生活保護受給世帯のプライバシーに配慮する必要があることから、生活保護受給者であることを貸主等に明らかにすることまでを求めるのではなく、一般的な賃貸借契約の範囲内で確認するものであることに留意すること。
- 2 1において、住宅扶助の限度額以下への家賃の引下げが困難であった場合は、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて局長通知に定める経過措置等の適用や住宅扶助の限度額の範囲内の家賃である適切な住宅への転居について検討すること。

請求人は、F市における運用として、フローチャート等の資料を示している。

F市のように多数の福祉事務所を抱える自治体では、事務の一貫性を図るためにフローチャート等を用いていると思われるが、これらはあくまでF市の運用である。F市が課長通知1、2の規定に言及していないからといって、家賃減額の確認が不要ということにはならない。

処分庁の見解は、府課長6月通知1の府内政令市及び中核市との情報交換会での確認事項（情報提供）(1)（以下のとおり）を踏まえたものである。

局長通知のただし書き（ア）から（ウ）の要件や経過措置の適用を検討するに際しても、課長通知「住宅扶助の認定にかかる留意事項について」の手順（貸主等への家賃等の引下げの確認）は必要である。

結語

処分庁が行った本件決定については、憶測等ではなく、事実に基づき、局長通知等に従って判断したものであり、何ら違法性はないものと考えている。

なお、請求人等が態度を改めて処分庁の指示に従い、家主に対して適切に家賃の相談を行った場合においてはこの限りではなく、その結果によって適當な対応を行うべきものであると考えている。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が、平成16年2月4日に受理した賃貸借契約書には、「1ヶ月家賃 金四萬九仟円也。第15条（中略）本建物内外で犬猫等のペットに（継続的に）餌を与えること、飼育することは本建物のみならず、近隣の人々に（糞尿等の臭い、鳴声、ダニ、抜け毛等で）迷惑をかけ、かき傷や尿で建物や建具を破損させて一切しないこと。

（もし犬猫等に餌を与えていた場合は、家賃は餌を与えたり、飼育した日から倍額になり、保証金の請求人への返還は第21条に定めたるも一切返還しないものとし、発見次第本契約は解約となります。）との記載がある。

イ 処分庁が、平成27年6月30日付けで通知した生活保護受給者各位あての文書には、「平成27年7月より住宅扶助限度額が変更となります。（中略）これまで容認されていました家賃の方であっても高額家賃に該当する事となり、速やかに是正を行う必要があります。よって個々に置かれましては、家主もしくは管理会社に対して7月中に限度額内への家賃に引下げてもらえるように交渉していただきますようお願いします。また、その交渉の結果につきまして速やかに担当ケースワーカーに報告して下さい。」との記載がある。

ウ 平成27年7月6日付けで処分庁が受理したAが作成した文書には、「今日は、年金額改定通知書が届きましたので、その写しを提出にうかがいました。住宅扶助の件につきましては、家主さんにいろいろな負担をいただいていて、これ以上の交渉は不可能です。よって、新たな住居（公営住居など）が見つかるまでは、申し訳ないですが、×1.3倍の特別基準（5万700円以内）の適用をお願い申し上げます。」との記載がある。

エ 処分庁が、平成28年5月6日に受理した請求人についての医療要否意見書には、「傷病名 心因反応 主要症状及び今後の診療見込 平成16年10月末ごろより右手の痛みが生じ、そのために休職、退職している。Aの性同一性障害、統合失調症様反応の経過が思わしくないことで、請求人も徐々に精神不安定となり、不眠、抑うつ感情が強くなり、平成17年5月に当院初診。薬物療法にて様子をみているがいまだ

に不安定で、今後も長期にわたり加療が必要である。」との記載がある。

才 処分庁が、平成28年5月6日に受理したAについての医療要否意見書には、「傷病名 統合失調症 主要症状及び今後の診療見込 高校生の頃より『性同一性障害』で悩み、社会適応ができずに経過。(中略) 現在も幻聴、妄想が続いている、不安も強い状態が続いている。今後も長期にわたり治療が必要である。」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

平成29年4月28日に実施した口頭意見陳述の概要は以下のとおりである。

A、代理人補佐人(E市議)、代理人及び処分庁は、以下のとおり陳述を行った。

(1) 代理人補佐人意見陳述

ペットの室内小型犬については、もっぱら請求人の精神的な恐怖を和らげる癒しのためという意思に基づき、世話もすべて請求人が行っていて、Aの意思とは全く無関係であり、動物の飼育を好まない家族までがその不利益を被ることは理不尽である。

特に、弁明の13年以上前の保護開始時に処分庁が得たであろう賃貸契約書の一文を、一方的に引き合いに出し、脅迫的に請求人と障がいに苦しむAの住居への権利を侵そうとする内容に、大きな精神的苦痛を被っている。

その一方で、弁明はAの病気と障がいについてほとんど言及がなく、全く配慮を感じられない。

また家賃についても、隣の同条件世帯の家賃と比較しても高いとは言えず、100円安いことを思うと、請求人は気がひけて、家主の機嫌を恐れて交渉しないのであって、Aも請求人の世話を受けてなんとか生活している以上、請求人に逆らって、家主に値引きの交渉をすることは事実上不可能である。

以上の点を踏まえて、問題の件について、Aの事情も考慮していただき、柔軟で人道的な判断をお願い申し上げる次第である。

(2) 代理人意見陳述

はじめに、本件においては、処分庁が住宅扶助の基準値下げに伴い、経過措置による旧基準を適用すべきであるにも関わらず、これを適用せずに、住宅扶助費の減額を行った。

そこで本審査請求において、本件決定の取り消しを求めた。

また、処分庁は、請求人が、代理人とともに「経過措置を適用するべきである」として、本件申請を行ったにもかかわらず却下した。

そこで主位的に、平成28年9月16日付の本件却下決定処分。予備的に同申請に対するみなし却下決定処分の取り消しを求めている事例である。

次に、まず本件決定について述べる。

まずここで押さえておくべきことは、局長通知の1の(2)ア、ただし書き(ア)及び(ウ)に該当するという点である。

審査請求書、反論書で述べた通り、Aは、性同一性障害について、1週間に1回の頻度で、Bクリニックに通院し、同クリニックでホルモン療法による治療を受けている。

このクリニックでの週1回の治療は、Aにとって必要不可欠なものであるところ、仮に転居を行えば、Aにとって同クリニックへの通院の負担が現状よりも大きくなる。

そしてそのことによって、Aの病気、精神疾患が悪化するおそれがある。

したがって、局長通知の1の(2)ア、ただし書き(ア)及び(ウ)に該当し、旧基準が適用されるべきなのである。

次に、処分庁の解釈が誤っていることである。

処分庁は、課長通知の1及び2を根拠として、経過措置適用の前提要件として、家主への家賃減額可能性、これの確認が必要であり、この確認がない場合には経過措置の適用の検討が不要である、このように主張しているものと思われる。

しかし、現に家賃と住宅扶助費の差額が生じているにもかかわらず、家主への貸主等に対する家賃の減額確認、減額可能性の確認が行われていない限り、「経過措置の適用は検討をする必要はない」というこの解釈は、誤りである。

まず一つ目には、局長通知及び課長通知、柱書の記載である。

局長通知においては、経過措置の検討の要件として、家賃等の確認等の要件はなんら指定されていない。

また、課長通知においても、最低限度の生活の維持に支障が生じることがないよう留意すべきであると、この旨定めた上で、あくまで生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の観点から、上記1・2の規定がなされている。

次に、処分庁が根拠とする課長通知の上記1・2の文言からも、貸主等に対する家賃の減額可能性の確認が不可欠とはされていない。

課長通知の上記1の規定は、近隣の家賃相場等から、当該住宅等の家賃・間代等の引下げが可能か否かについて検討することとしており、直接に求めているのは、家賃の引下げが可能か否かの検討であり、続けての記載では、具体的には貸主等が契約更新の際に、当該住居の家賃・間代等を住宅扶助の限度額以下まで引下げるのか確認し、となっており、確認の対象を貸主等に限定しているわけではなく、貸主等が家賃を引下げてくれるかどうか、生活保護受給者や近隣の不動産業者等に確認することも許容されている。

このような規定を受け、課長通知の上記2は、1において住宅扶助の限度額以下へ

の家賃・間代等の引下げが困難であった場合、すなわち近隣の家賃相場等から家賃の引下げが可能か否か検討した結果、それが困難であると判断された場合には、経過措置等の適用について検討することとなっている。

以上の通り、処分庁が根拠とする課長通知の文言においても、文言上求められているのは、家賃の引下げが可能か否かの検討であり、貸主等に対する家賃の減額可能性の確認をすることが不可欠の前提条件とされているものではない。

その他についても、反論書で詳しく記載している。

(3) 質問

ア 請求人の自宅家賃減額の可能性についての処分庁の確認の経過について

- 代理人 家賃の減額の可能性の確認の件について、近隣の家賃相場について調査したことがあるのか。その近隣の家賃相場から家賃の引下げが可能かどうかを検討されたこともないということでおろしいか。
- 処分庁 近隣の家賃について調べたことはない。家賃相場からの引下げ検討は行っていない。

イ 請求人の契約違反を本件決定において考慮した理由について

- 代理人 「ペットの飼育」という契約違反が自立を阻害する事情になるというのはどういった点からになるのか。
- 処分庁 契約が「即、契約解除」という点と、その時点からの倍額の家賃請求がされるということがあるので、そうなった場合、直ちに生活が破綻するようなことになるので、それを回避するという意味で、契約違反を解消するようにと求めたわけである。
- 代理人 処分庁の判断として経過措置の適用を検討するかの際に契約違反の点は特に考慮はしていないということか。家賃の減額の可能性の確認をしていないことが経過措置の適用を検討されなかつた理由であるのか。
- 処分庁 そもそも1の手順を踏んだ後という課長通知に従っている。

ウ 経過措置を不適用とした処分庁の判断過程について

- 代理人 本件決定前に、請求人らの世帯が局長通知のただし書き、これに該当するかどうかを検討されたことは一切ないということであるか。
- 処分庁 弁明書で書いてあるとおり、あくまで先ほど申し上げた課長通知の1、2と

ある、1の手順を踏まえての2の手順、局長通知のただし書きと考えているので、まずは1の家賃減額の確認という話でさせてもらっているわけである。その手順が、課長通知の2の手順になる。

- 代理人 局長通知ただし書きの存在及び内容についての説明に関連して、補充して質問させていただく。あくまでも家主との家賃減額交渉をすることが前提だと考えていて、説明をする必要性は一貫して感じていなかつたと理解してよろしいか。
- 処分庁 必要性うんぬんの前に、課長通知に、確認した後に次の手順を踏むとしっかり書かれてるので、それに従つただけである。
- 代理人 処分庁において、局長通知ただし書きを適用して、旧基準を維持したという例はあるか。
- 処分庁 1件ある。

(4) 審理員質問

- 審理員 請求人に質問する。
- 1点目「自宅から、週1回のBクリニックへの通院にかかる移動手段や所要時間等について」、2点目「すでに周りの家賃よりも1,000円低い家賃との主張であるが、その根拠は何か。」について問う。
- 代理人 数分電車に乗って、かつ歩いて10分で着く。1,000円低い家賃については、隣の入居者との立ち話である。
- 審理員 請求人に質問する。
- 処分庁においては、平成28年1月13日に家庭訪問をし、「現在の住まいは高額家賃であり、同年6月までを経過措置としてこれまでどおりの住宅扶助を適用することが可能であるが、それまでに家主と家賃の相談を行う必要があり、何もしなければ同年7月以降は住宅扶助上限額の47,000円に減額になる旨」説明したがあるが、反論書においては請求人は聞いていない旨主張されている。Aに直接、処分庁からどのような話があったのかお伺いする。
- 代理人補佐人 将来的に減額の可能性はあるという話はあった。しかしながら、具体的な日付等は聞いていない。金額も聞いていない。
- 審理員 処分庁に質問する。請求人は聞いていない旨主張するが、処分庁はこのことについての認否をお願いする。
- 処分庁 平成28年1月13日のケース記録に書いたとおり、Jケースワーカーが説明を行っている。また、もう1点、平成27年6月30日に処分庁から「住宅扶助

の限度額の改定について」という通知文を送っている。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第14条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨定められている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、審査請求をすることができる者を、「行政庁の処分に不服がある者」と規定しており、処分に不服がある者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有する者に限られる（最高裁昭和53年3月14日判決）と解されている。
- (3) 局長通知において、「『生活保護法による保護の基準』（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第3の2の規定に基づき、貴府における厚生労働大臣が別に定める額（以下『住宅扶助（家賃・間代等）の限度額』という。）が、下記1のとおり定められ、平成27年7月1日から適用することとされたので通知する。」と定められ、住宅扶助（家賃・間代等）の限度額について、処分庁管内の2人世帯は47,000円と定められている。
また、3 経過措置には、「同年6月まで適用されている住宅扶助の基準額（以下「旧基準額」という。）の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。
(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として1 (2) アただし書(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない（以下「経過措置1」という。）。そして、1 (2) アただし書として、「(ア) 通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合、(イ) 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合、(ウ) 高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合」と記している。

また、3 経過措置（2）において、「引き続き、当該住居等に居住する場合であつて、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。（以下「経過措置2」という。）と記され、そのイにおいて、「当該世帯に係る月額の家賃・間代等が当該世帯に適用されている旧基準額を超えていない場合であつて、当該世帯の住居等に係る賃貸借契約等において、契約期間の定めはあるが契約の更新に関する定めがないとき又は契約期間の定めがないとき、平成28年6月までの間」と記している。

- (4) 課長通知において、「今般の住宅扶助の見直しにおいては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成27年1月9日）を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障が生じないよう、局長通知においても必要な経過措置等を規定していること」とあり、その1において、「現に生活保護を受けている世帯が、今般の住宅扶助の見直しによつて、平成27年7月1日以降の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額より、実際の家賃・間代等が上回る場合は、近隣の家賃相場等から当該住居等の家賃・間代等の引下げが可能か否かについて検討すること。具体的には、貸主等が契約更新等の際に当該住居等の家賃・間代等を住宅扶助（家賃・間代等）の限度額以下まで引下げるのか確認し、福祉事務所においては、必要に応じて今般の住宅扶助（家賃・間代等）の適正化を図った趣旨等を丁寧に説明し、貸主等の理解が得られるよう努めること。その際には、生活保護受給世帯のプライバシーに配慮する必要があることから、生活保護受給者であることを貸主等に明らかにすることまでを求めるのではなく、一般的な賃貸借契約の範囲内で確認するものであることに留意すること。また、貸主等が家賃・間代等の引下げに応じる場合であつても、その引下げ分が共益費などの他の費用として転嫁され、結果として生活保護受給世帯の家計が圧迫されることがないよう留意すること。」とあり、その2において、「1において、住宅扶助（家賃・間代等）の限度額以下への家賃・間代等の引下げが困難であった場合は、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて局長通知に定める経過措置等の適用や住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内の家賃である適切な住宅への転居について検討すること。この検討に当たり、経過措置の適用は生活保護受給世帯によって適用期限が異なり、経過措置終了後は住宅扶助（家賃・間代等）の限度額が適用されることを踏まえ、当該世帯に対しては、当該世帯に適用される経過措置の内容を十分に説明することに留意すること。特に、経過措置期限の終了前に何らかの事由により経過措置を終了しなくてはならない事案が発生した場合は、慎重に判断すること。」と記している。

- (5) 府課長6月通知1は（1）経過措置の活用についてにおいて、「局長通知、課長通知の趣旨を踏まえ、貸主等への家賃等の引下げの確認を行った結果、引下げが困難な

場合には、被保護者の生活状況等を全く考慮しないような無理な転居指導はあってはならず、被保護者の自立助長の観点を十分に踏まえ、実施機関において、局長通知3の（1）の経過措置の適用について検討されるべきものと認識しています。」と記してあり、また、府内政令市及び中核市との情報交換会での確認事項（情報提供）の（1）において、「局長通知1の（2）のアのただし書きの（ア）から（ウ）について、厚生労働省は柔軟に対応して欲しいというスタンスである。（ア）から（ウ）の要件や経過措置の適用を検討するに際しても、課長通知の1の手順（貸主等への家賃・間代等の引下げの確認）は必要である。・被保護者の自立助長の観点から、住み続けた住居から転居させられることによる環境の変化が、被保護者の健康の悪化につながるといった悪影響が懸念されるため、実施機関の判断で（ア）から（ウ）の要件を広く捉えてできるだけ転居指導はしないとすることも一つの対応ではないか。」である旨記している。

(6) 府課長6月通知2の問9において、「Q9 貸主と家賃の引下げについて交渉するのは受給者が福祉事務所か。A9 福祉事務所の斡旋による住宅でない限り、第一義的には受給者が行う。しかしながら、受給者による交渉が困難又は受給者より依頼された場合は、福祉事務所が行うこと。」また、問14において、「Q14 貸主が家賃交渉に応じない時でも、契約期間の満了日までは旧基準額を支給することになっているが、この間に、実施機関が低額な家賃に転居するよう指導してよいか。A14 契約期間の満了日までに転居するよう指導されたい。」と記している。

(7) 府課長8月通知の問3において、「Q3 局長通知1の（2）のアのただし書き（ア）から（ウ）の例示を示されたい。A3 （ア）の例・被保護者が通院等をしている機関と良好な関係を保持している場合（拒否や無届でのキャンセルなく、決められた日に通院等をしている場合）であって、転居により通院等が現状より負担となる場合・精神疾患等により、転居による環境の変化が病状等を悪化させるおそれがある場合」と記している。

2 本件決定及び本件回答について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の（1）から（3）のとおり、処分庁は、前記1の（3）の経過措置2のイを踏まえ、請求人世帯の住宅扶助費について、平成28年6月までは旧基準額である49,000円を適用し、同年7月からは新基準額である47,000円とする本件決定を行ったことが認められる。また、請求人の同年8月24日付けの本件申請に対し、同年9月16日付けで本件決定のとおり等とする本件回答を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、課長通知や府課長6月通知1にるとおり、経過措置の適用を検討するに際しても貸主等の引下げの確認は必要であるとされるなか、1年間の経過措置の間に、請求人に対し、成果は問わないが家賃引下げについて貸主に相談するよう繰り返し指示してきたが請求人等はこれに一切従わなかったこと、また、処分庁において貸主に対し家賃引下げの交渉を行う申し出をしたが請求人がこれを拒否したことから、課長通知及び府課長6月通知1に従って本件決定を行つたものであり、何ら違法性はない旨主張する。

確かに、処分庁は、局長通知の経過措置2を適用しており、請求人に対し1年間猶予したことが認められ、また、課長通知や府課長6月通知1には、前記1の(4)及び(5)のとおり、貸主等への家賃の引下げを確認することが示されている。

しかしながら、課長通知は、「今般の住宅扶助の見直しによって新基準額より、実際の家賃等が上回る場合は、近隣の家賃相場等から当該住居の家賃引下げが可能か否かについて検討すること」とされており、府課長6月通知1は、局長通知、課長通知の趣旨を踏まえ貸主等への家賃の引下げの確認を行うとしたものであり、これらからは近隣の家賃相場等の把握が必要であるとされるなか、前記3 口頭意見陳述の実施の(3)のアのとおり、処分庁が家賃相場を調査するなどにより、当該住居の家賃引下げが可能かどうか検討した事実は認められない。

また、処分庁が根拠とする府課長6月通知1には「引下げが困難な場合には（中略）被保護者の自立助長の観点を十分に踏まえ、実施機関において、局長通知3の(1)の経過措置の適用について検討されるべきものと認識している」とも記してあり、局長通知に照らすと、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合や自立を阻害するおそれがある場合は、旧基準額を適用して差し支えないとされている。

以上から、請求人世帯の個別具体的な事情を考慮して転居に伴う自立阻害要因の有無を検討することが望まれるなか、請求人世帯は約17年間当該住居に住み続けており、また、長女の通院や精神面での不安を抱えるという請求人世帯固有の事情を踏まえると、経過措置1について検討すべきであったといえ、これを行わず判断された本件決定に不当な点があるといわざるを得ず、取り消しを免れない。

(3) なお、本件回答については、上記(2)のとおり、本件決定を取り消すことから、上記1の(2)に照らし、これを争う利益はないといわざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、行政不服審査法第46条第1項の規定及び同法第45条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

平成29年11月17日

審査庁 大阪府知事 松井



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。